

第六号様式 (平20内府令47・全改、平21内府令78・平24内府令4・平24内府令64・平27内府令38・
令元内府令2・令2内府令75・一部改正)

【表紙】

【発行登録番号】

【提出書類】

発行登録書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】(1)

【代理人の氏名又は名称】(2)

【住所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【住所】

【電話番号】

【発行登録の対象とした募集又は売出し】

【発行予定期間】(3)

この発行登録書による発行登録の効力発生
予定日(年 月 日)から 年を経
過する日(年 月 日)まで

【発行予定額又は発行残高の上限】(4)

【縦覧に供する場所】(5)

名称

(所在地)

第一部【証券情報】(6)

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、債券を募集により取得させるに当たり、
その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【発行主体】

2【募集要項】

3【利息支払の方法】

4【償還の方法】

5【元利金支払場所】

6【担保又は保証に関する事項】

7【債券の管理会社の職務】

8【債権者集会に関する事項】

- 9【課税上の取扱い】
- 10【準拠法及び管轄裁判所】
- 11【公告の方法】
- 12【その他】

第2【売出要項】

以下に記載するもの以外については、債券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

- 1【売出要項】
- 2【利息支払の方法】
- 3【償還の方法】
- 4【元利金支払場所】
- 5【担保又は保証に関する事項】
- 6【債券の管理会社の職務】
- 7【債権者集会に関する事項】
- 8【課税上の取扱い】
- 9【準拠法及び管轄裁判所】
- 10【公告の方法】
- 11【その他】

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

第4【法律意見】

第5【その他の記載事項】

第二部【参照情報】(7)

第1【参照書類】

発行者の概況等法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度又は事業年度（自 年 月 日 至 年 月 日）
年 月 日 関東財務局長に提出

会計年度又は事業年度（自 年 月 日 至 年 月 日）
年 月 日 までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

半期（自 年 月 日 至 年 月 日） 年 月 日
関東財務局長に提出

半期（自 年 月 日 至 年 月 日） 年 月 日
までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（ 年 月 日）までに、臨時報告書を 年 月 日に関東財務局長に提出

4【外国者報告書及びその補足書類】

会計年度又は事業年度 第 期（自 年 月 日 至 年 月 日） 年 月 日関東財務局長に提出

会計年度又は事業年度 第 期（自 年 月 日 至 年 月 日） 年 月 日までに関東財務局長に提出予定

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

会計年度又は事業年度 第 期中（自 年 月 日 至 年 月 日） 年 月 日関東財務局長に提出

会計年度又は事業年度 第 期中（自 年 月 日 至 年 月 日） 年 月 日までに関東財務局長に提出予定

6【外国者臨時報告書】

4の外国者報告書及びその補足書類提出後、本発行登録書提出日（ 年 月 日）までに、外国者臨時報告書を 年 月 日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記 の訂正報告書）を 年 月 日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】(8)

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

（所在地）

（記載上の注意）

(1) 代表者の役職氏名

発行者を代表して当該有価証券を発行する権限を有する者（以下この(1)において「代表者」という。）の役職名及び氏名を記載すること。

(2) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者で発行者から本邦における有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為を代理する権限を与えられたもの（以下この(2)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 発行予定期間

a 発行登録による募集又は売出しを予定している期間により1年又は2年と記載すること。

b 発行登録の効力発生予定日には、発行登録書の提出日から、法第27条にお

いて準用する法第23条の5第1項において準用する法第8条第3項の規定により当該発行登録者に係る法第5条第1項第2号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、関東財務局長が指定した期間を経過する日を記載すること。

(4) 発行予定額又は発行残高の上限

- a 発行登録による募集又は売出しを予定している債券の発行価額又は売価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。

なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定しているときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された債券のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される債券の償還期日及び償還額を記載すること。

- b aにより記載すべき額が外国通貨をもって表示される場合には、本邦通貨に換算した金額を併記するとともに、換算に当たって採用した基準を注記すること。

(5) 縦覧に供する場所

金融商品取引所に上場され又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録されている場合には、縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の名称及び事務所の所在地を記載すること。

(6) 証券情報

第九号様式に準じて記載すること。ただし、当該有価証券について引受けを予定する金融商品取引業者のうち主たるものの名称を除いては、記載事項の全部又は一部の記載を省略することができる。

(7) 参照情報

訂正報告書が参照書類に含まれる場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

(8) 参照書類の補完情報

- a 参照書類が外国者報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第三号様式又は第四号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第14条の3第2項各号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。

- b 参照書類に外国者報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国者半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、aに準じて記載すること。

- c 法第27条において準用する法第23条の4第1項の規定により有価証券報告書、半期報告書、外国者報告書及び外国者半期報告書（以下cにおいて「有価証券報告書等」という。）と同種の書類の提出期限を記載する場合には、
- 「1 有価証券報告書及びその添付書類」、「2 半期報告書」、「4 外国者報告書及びその補足書類」及び「5 外国者半期報告書及びその補足書類」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。